

2 豊障第 4 0 1 号  
令和 2 年 9 月 2 4 日

日中活動系サービス事業所、相談支援事業所 各位

豊橋市長 佐原 光一  
( 公 印 省 略 )

障害福祉サービス受給者証への標準利用期間等の記載について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

訓練等給付事業のうち就労移行支援等のサービスについては標準利用期間が定められており、標準利用期間の範囲内で1年ごとに支給決定期間の更新が可能です。延長申請の出し忘れや計画的なサービス利用を促すため、障害福祉サービス受給者証へ標準利用期間及び延長利用期間を下記のとおり記載することといたします。

また、一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用することを豊橋市が認めた場合の支給期間および日中活動サービスの併給を豊橋市が認めた場合の支給期間についても下記のとおり記載することといたします。

なお、標準利用期間を超えて、サービスを利用したい場合には「訓練等給付事業の利用期間延長にかかる評価結果報告書」を提出し、東三河広域連合審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となりますのでご注意ください。

記

- 1 対象サービス 別表のとおり
- 2 記載方法 別表のとおり
- 3 開始時期 令和2年10月1日（木）発行分より
- 4 その他 令和2年9月30日（水）までに発行済の受給者証については、次回更新時より記載するようにします。

豊橋市役所 福祉部 障害福祉課  
障害福祉サービスグループ 担当 野々村  
TEL：0532-51-2347  
FAX：0532-56-5134  
E-mail: nonomura-ryouta@city.toyohashi.lg.jp